

# 令和6年度環境保全計画書

生活協同組合コープこうべ

## ① 環境保全計画書の記載範囲

生活協同組合コープこうべは、兵庫県下で事業を行っている組織であり、環境の重点取組目標・計画は全体で策定しております。そのため、以下の記載内容はコープこうべ全体の環境に係る取組計画となります。

## ② 環境保全に関する基本方針(基本理念)

当生協では、SDGs の目標年・2030 年に向け、環境の取り組みを加速させることを目的に、環境チャレンジ目標を 2018 年に策定しました。



## ③ 重点取組目標・計画

### ア. チャレンジ 1「CO2 排出量を半減！」（基準年：2013 年度 政府目標の基準年と同一）

既存の取り組みを維持・強化し、2050 年度目標「実質排出量ゼロ」に向けた検討を進める。

2024 計画	
1	<ul style="list-style-type: none"><li>・時限措置として他社電力会社に契約を切替えた事業所の「コープでんき」供給を一部再開（89事業所）。</li><li>・「再エネ 100%事業所」はスタート時の 8 事業所を継続（CD 豊岡は朝来バイオマス発電所からの調達を主とした電源に変更し、再エネの地産地消を推進）。</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>・「省エネチューニング」施策が 5 月末で全店舗契約満了。既設の省エネ設備を残置し、設備保守等を管理会社に委託することで、継続して省エネに注力。</li></ul>
3	<ul style="list-style-type: none"><li>・宅配コースマッシュメントによる配送効率の向上（走行距離・使用燃料の削減）と、AI を活用したコース整理。</li><li>・EV トラックの 2025 年度導入に向けて、引き続き宅配運営部と安全運転センター、日生協等と連携しながら検討。8 月にコープムービングが EV トラック（メール便 4 t 車）を導入予定、情報連携を強化。</li></ul>
4	<ul style="list-style-type: none"><li>・S&amp;B・改装・設備更新の際、省エネ設備への切替えを促進（S&amp;B 1 店舗、改装 2 店舗、空調 8 店舗、LED 2 店舗、冷ケース 4 店舗）。</li></ul>

## イ. チャレンジ 2「食品廃棄物を半減！」(基準年:2015 年度 SDGs の基準年と同一)

エコファーム残さ回収店舗の拡大、店舗・宅配・食品工場でのロス対策を強化、削減を推進。

2024 計画	
1	・食品残さ回収対象店舗を、2023 年度末に 49 店舗から 59 店舗に拡大。2024 年度は、回収体制の安定稼働を実現するとともに、回収対象店舗を 59 店舗からさらに 6 店舗追加し、合計 65 店舗への拡大を計画。
2	・(店舗事業) 生産部便の 1 日 1 便体制への変更に対応し、チャンスロス・ロス削減の両立施策を実施。「てまえどり」運動のさらなる推進をめざし、期限が迫った商品の購入促進策を検討。
3	・(店舗事業) CD 豊岡にて、消滅型生ごみ処理機「P O I T O」を設置。店舗で発生する生ごみの約 8 割を削減できる見込み。生ごみの運搬・処理時に発生する CO <sub>2</sub> やコスト削減策として効果検証を進め、他店への展開を検討(C さっぽろは、設置可能な全店に導入済み)。
4	・(宅配事業) 返品商品や、魚崎浜要冷集配センターおよび見津が丘冷凍集配センターで発生する予備品の有効活用(地域団体への提供)を推進。

## ウ. チャレンジ 3「プラスチック使用量を 25% 削減！」(基準年:2017 年度)

容器包装や資材における使い捨てプラスチックの削減、学習会対応、広報強化を推進。

2024 計画	
1	・商品の容器包装や店舗・宅配でのプラ資材について、使用量削減策を検討・実施。
2	・畜産パントレイ商品について、一部改装店にてコーナー化によるMD強化を推進。
3	・広報・学習会を通じ、「マイバッグ運動N E X T」(「減らす」「増やす」「広める」)の推進継続。
4	・宅配の内袋を回収・リサイクルし、店頭リサイクル BOX の回収袋として再利用。

## エ. チャレンジ 4「エシカルな商品やサービスの開発・供給推進！」

エシカルな商品の開発・供給促進、「コープでんき」の普及拡大、リサイクル品の再製品化を推進。

2024 計画	
1	・エシカル強化月間を中心に、エシカルな商品の企画・供給を促進(店舗・宅配・供給政策推進室との連携強化)。
2	・コープでんきの理解を深める為、エコファームのソーラーシェアリングで栽培された野菜プレゼント企画を強化・継続。
3	・寄付機能付きペットボトル回収機の設置(CM南甲子園、C神吉)、寄付金の贈呈(大阪北地区、第2地区、第5地区、第7地区)、海洋プラかご(C伊丹、C神吉)の導入を計画。
4	・羽毛の回収・リサイクルについて、店舗での継続実施・強化(ダウンジャケットの積極回収)。
5	・組合員・行政・他社と連携し、つめかえパックリサイクル(「神戸プラスチックN E X T」)の取り組みを強化。

## オ. チャレンジ 5「組合員とともにエシカル消費・活動を拡大！」

エシカル・SDGs に関する取り組みを強化し、リアル・オンライン併用で推進。

2024 計画	
1	・「玉津のつどい場（たまろっと）」の SDGs 抱点化を推進。紙リサイクル機器「ペーパーラボ」を活用し、資源循環・障がい者雇用の取り組みを見える化を推進。
2	・阪神・淡路 30 年を迎える防災をテーマとした「地域つながるフォーラム 2024」を開催（9/21）。
3	・エシカルや SDGs に関する講演会・学習会（オンライン含む）を実施し、地域全体で取り組みを推進。
4	・フードドライブ常時受付（全 C 店）継続、店舗・宅配での集中取り組みを年 2 回（9 月・1 月）開催。
5	・職員研修（「ま Navi」）ツールとして SDGs 関連映画の視聴・学習企画「シネマ de SDGs」を継続開催。
6	・日生協主催のコープサステナブルアクション（「生き物探し」「WEB 学習会」等）に積極参画。
7	・古紙めーむ・宅配内袋の返却の呼びかけ強化を実施。回収率向上を促進（継続）。
8	・『きょうどう』にて持続可能な農業・食育に関するコラム（11 月・12 月）を掲載。
9	・「ラジオ関西」にて環境の取り組み（「コープエコのはなし」）を毎月放送（継続）。

### ④食品工場における公害防止対策に係る計画

#### ア. 目標及び管理目標値

	目 標
大気汚染防止対策	◆ 「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第 4 条第 1 項の排出基準に関する条例（兵庫県条例）」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」等の法令の規定を遵守する。
水質汚濁防止対策	◆ 「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の排水基準に関する条例（兵庫県条例）」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」、神戸市下水道条例等の法令の規定を遵守する。
下水道法	◆ 別表 2 の排水の水質に係わる管理目標値を遵守する。
悪臭防止対策	◆ 「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」に定める基準を遵守する。
土壤汚染対策	◆ 「土壤汚染対策法」及び「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」等の法令の規定を遵守する。 ◆ 油及び薬品等の土壤への流出対策。 ◆ 汚染土壤を搬出する場合は適正処理に努める。
産業廃棄物対策	◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。 ◆ 廃棄物の発生量を抑制するとともに、再利用を促進する。

別表1 ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値

施設名	硫黄酸化物	ばいじん [mg/m <sup>3</sup> N]	窒素酸化物 [ppm] 平均値
No.5号ガスエンジン 400kWヤンマーE P400	K値1.17以下 総量規制	0.05以下	600以下
No.6号ガスエンジン 400kWヤンマーE P400	K値1.17以下 総量規制	0.05以下	600以下
No.7号ガスエンジン 815kW三菱重工SGP815	K値1.17以下 総量規制	0.05以下	600以下
コガタカソリュウボイラーミウラA I-1000H	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
1号コガタボイラーミウラ S Q-3000AS	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
2号コガタボイラーミウラ S Q-3000AS	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
3号コガタボイラーミウラ S Q-3000AS	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
4号コガタボイラーミウラ S Q-2000AS	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
5号コガタボイラーミウラ S Q-2000AS	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
58-Z01-A シグマTUG 360AN9C	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
58-Z01-B NHG360AN9A	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下

別表2 排出水に係る水質管理目標値（下水道法）

項 目 (下 水 設 定 排 理 項 水 基 負 荷 )	項 目	管理目標値 [mg/ℓ]	備 考	
			目標値の根拠 (法令等基準値との関係 等)	
1	水素イオン濃度(pH)	5.を超える未満	一律排水基準値	
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	2,000以下	一律排水基準値	
3	浮遊物質(SS)	2,000以下	一律排水基準値	
4	ノルマルヘキサン抽出物質	動植物油 150以下	一律排水基準値	
		鉱物油 5以下	一律排水基準値	

## イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

目標項目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
大気汚染対策	ばい煙(硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等)、粉じん、有害大気汚染物質の年間総排出量の把握と排出量削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆排煙脱硫・脱硝等、排ガス処理施設の設置によるばい煙等の削減を行う。</li> <li>◆ばい煙発生施設の設置又は更新をする場合は、低NO<sub>x</sub>仕様の機器を採用する。</li> </ul>
	ばい煙の排出規制の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆排ガス処理施設の適正な維持管理に努める。</li> <li>◆排出ガス中のばい煙濃度等測定を年2回実施する。目標値の遵守状況を確認する。なお、測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、その旨を関係行政機関に連絡するとともに、適切な措置を講ずる。</li> </ul>
防止対策	公共用水域の環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守、排水の水質測定等を行う。また、各種報告は関係法令の規定に基づき実施する。</li> <li>◆瀬戸内海環境保全特別措置法の理念に基づいた下水道法を遵守します</li> </ul>
汚濁対策	工場から排出される汚水・油等の汚濁物質の海洋への流出防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆油等の汚濁物質、汚水漏洩防止手順書作成。及び教育・訓練</li> </ul>
悪臭対策	法令等の基準の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、排水処理設備、廃棄物処理設備の吸着等の脱臭装置の設置、定期的なろ材の交換を行う。</li> </ul>
土壤汚染対策	土壤汚染の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆油等の汚濁物質漏洩防止及び薬品管理手順書作成。及び教育・訓練</li> </ul>
産業廃棄物対策	法令等の規制を遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆法令等に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、廃棄物の保管・処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。</li> </ul>
	廃棄物の発生抑制・再利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に関する処理計画を策定し、必要に応じ市へ報告を行う。</li> <li>◆工程の見直しを行い、廃棄物の発生抑制・再利用を積極的に実施する。</li> <li>◆他の事業所(者)との連携を含め、ゼロエミッション構想の実現に向けた調査・研究を推進する。</li> </ul>

**別表3 排出ガス中のばい煙濃度等測定計画**

	測定項目	測定頻度	測定箇所	備考
1	窒素酸化物の濃度及び排出量	2回/年	ボイラー1~5号、ガスエンジン5号、ガスエンジン6号、ガスエンジン7号、ガス吸収式冷凍機A, B、消化ガスボイラー	
2	ばいじんの濃度	1回/年	同上	

**別表4 排出水の汚染状態測定計画**

注) 当工場は食品工場であるため、有害物質等は使用していないため、測定項目としては免除されている。

		測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
法令 排水 基準 設定 項目  (生活環境項目)	1	水素イオン濃度(pH)	2回/月	放流槽	JIS K 0102 12.1	
			1回/日	放流槽	携帯型測定器	
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	2回/月	同上	JIS K 0102 21		
3	浮遊物質量(SS)	2回/月	同上	環告第59号 付表8		
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	2回/月	同上	環告第64号 付表4		

以上